

兵庫県公報

令和4年3月11日 金曜日 第292号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課） | 1 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出（同） | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同） | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同） | 4 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同） | 4 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の認可（令和4年近畿地方整備局告示第28号）（道路街路課） | 7 |
| ○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同） | 7 |
| ○ 県道の路線変更（道路保全課） | 8 |
| ○ 道路の区域の決定（同） | 8 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（同） | 8 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（同） | 9 |
| ○ 道路の区域の変更（同） | 9 |
| ○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課） | 9 |
| ○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 阪神間都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）事業の認可（同） | 11 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅政策課） | 11 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の住所等の変更（同） | 11 |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（産業政策課） | 12 |

告 示

兵庫県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医

療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|-----------------------------|------------|
| 谷口耳鼻咽喉科医院 | 伊丹市鈴原町9-388 | 令和4年1月1日 |
| 弓倉歯科医院 | 同 市中央5-3-24 | 同 年2月1日 |
| 訪問看護ステーションおもいをともに | 同 市野間6-12-13-307 | 同 年3月1日 |
| 河原歯科医院 | 豊岡市城崎町桃島1292-6 | 令和3年12月1日 |
| しばおかデンタルクリニック | 赤穂市黒崎町221 | 令和4年2月4日 |
| アテネファミリー歯科 | 宝塚市仁川北2-5-1 さらら仁川北館2階1-202号 | 同 年1月1日 |
| 楠本歯科医院 | 同 市栄町2-1-2 ソリオ2-3階 | 同 |
| 訪問看護ステーションみなぎの | 三木市口吉川町東中830-98 | 令和4年4月1日 |
| 山名眼科医院 | 高砂市荒井町千鳥3-7-6 | 同 年1月1日 |
| 川井整形外科 | 同 市神爪2-2-7 | 同 |
| 中村整形外科リハビリクリニック | 川西市美山台1-1-3 | 同 |
| よこたデンタルクリニック | 同 市向陽台3-1-6 イワオビル11番館1階 | 同 |
| たけのこ薬局川西能勢口店 | 同 市小戸1-5-5 | 同 |
| 在宅看護センターeN環 | 三田市三田町21-9 サンリッチハイツ303号 | 令和4年2月1日 |
| 初田歯科医院 | 加西市山枝町字入道ヶ谷375-2 | 同 年1月1日 |
| コスモス薬局古坂店 | 同 市北条町古坂7-33 | 同 年2月1日 |
| 岡田医院 | 淡路市岩屋985 | 同 年1月1日 |
| オルガノ薬局 | 加東市藤田944-26 | 令和3年12月31日 |
| かんだ内科クリニック | たつの市新宮町吉島619-6 | 令和4年1月1日 |



兵庫県告示第278号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|--------|----------------|
| リズム薬局 | 芦屋市若宮町4-8-112 |
| 河原歯科医院 | 豊岡市城崎町桃島1292-6 |
| | |

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 楠本歯科医院 | 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2-3階 |
| 訪問看護ステーションみなぎの | 三木市口吉川町東中830-98 |
| 中村整形外科リハビリクリニック | 川西市美山台3-3-2 |
| よこたデンタルクリニック | 同 市向陽台3-1-6 イワオビル11番館1階 |
| ブリズム薬局小戸店 | 同 市小戸1-5-5 |
| 訪問看護ステーションさつとさんが三田 | 三田市三田町21-9 サンリッチハイツ303号 |
| 初田歯科医院 | 加西市朝妻町1218-18 |
| 西山医院 | 朝来市山東町矢名瀬町745 |
| ひまわり薬局富島店 | 淡路市富島872-14 |
| ひまわり薬局 | 同 市志筑2837-6 |
| かんだ内科クリニック | たつの市新宮町吉島619-6 |
| 山口医院 | 加古郡稲美町加古2533 |
| 秋澤診療所 | 同 郡播磨町北本荘2-7-1 柴屋ビル2階 |

2 休止の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|---------|-------------|
| 中村クリニック | 伊丹市中央3-1-25 |



兵庫県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

| 名称 | 所在地 |
|-----------|-------------------------|
| 高木歯科クリニック | 芦屋市東山町30-8 ノーブルアーツ芦屋101 |



兵庫県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|------------------|----------------|-------------------|-----------|
| 老人保健施設アルテハイムやまて | 相生市山手2-221 | 医療法人社団博友会 | 相生市山手2-221 | 令和4年1月4日 |
| ホームヘルプサービススリール加古川 | 加古川市加古川町南備後183-1 | 株式会社ヒナコーポレーション | 神戸市灘区備後町5-3-1-309 | 令和3年12月1日 |
| 訪問看護ステーションこみなみ | 同 市加古川町大野字狐塚1416 | 社会福祉法人福陽会 | 加古川市加古川町大野字狐塚1416 | 令和4年1月16日 |



兵庫県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|-----|-------------|----------------|-------------|------|
| 介援隊 | 川西市中央町13-19 | 有限会社日本福祉機器サービス | 川西市中央町13-19 | 所在地 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 |
|-----------|-------------|-----------------|-------------|
| ひまわり薬局 | 淡路市志筑2837-6 | 有限会社アイビー・ファーマシー | 淡路市志筑2837-6 |
| ひまわり薬局富島店 | 同 市富島872-14 | 同上 | 同上 |



兵庫県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|--------|----------|-------------|-----------|
| 春名亮輔 | はるな鍼灸整骨院 | 伊丹市中央5-4-7 | 令和4年1月21日 |
| 堀江豊史 | ほりえ整骨院 | 赤穂市尾崎3938-1 | 同 月1日 |



兵庫県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年2月15日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
豊岡市城南町地内



兵庫県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年1月31日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市中瀬地内



兵庫県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年2月1日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
丹波市青垣町大稗地内



兵庫県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年1月5日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市兵庫区中之島一丁目地内



兵庫県告示第287号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年1月31日から同年5月31日まで
- 3 作業地域
西宮市今津水波町地内



兵庫県告示第288号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおりに公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年2月7日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市熊野町地内



兵庫県告示第289号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおりに公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年2月14日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市深津町地内



兵庫県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおりに公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年2月21日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
西宮市枝川町地内



兵庫県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
令和4年2月24日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市全域



兵庫県告示第292号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、播磨町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び2級水準測量）
- 2 作業期間
令和4年2月2日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
播磨町の一部



兵庫県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の認可の告示（令和4年近畿地方整備局告示第28号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3.5.273号豊川橋山手線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県川西市小戸3丁目及び絹延町地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業
3.2.103号 内環状東線

3 事業施行期間

平成24年6月29日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 旧新別 | 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|-----|-----------|-----------|---------|--------|
| 旧 | 戸島玄武洞豊岡線 | 豊岡市城崎町戸島 | 豊岡市小田井町 | |
| 新 | 楽々浦玄武洞豊岡線 | 豊岡市城崎町楽々浦 | 豊岡市小田井町 | |



兵庫県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | |
|-----------------|--|----|------------------|---------------|-----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 豊岡竹野線 | 豊岡市城崎町楽々浦字深原433番から 同 市城崎町湯島字港867番まで | 新 | 13.0から 61.0まで | 1,589.0 | 予定地 |
| 県道 楽々浦玄武洞豊岡線 | 豊岡市城崎町楽々浦字通り戸392番1から 同 市城崎町戸島字平島2068番まで | 新 | 11.0から 30.0まで | 518.0 | 予定地 |



兵庫県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | |
|--------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------------|---------------------------------|---|-----------------|-------|--|
| 県道 塩瀬宝塚線 | 宝塚市玉瀬字西古野1番16から 同市玉瀬字前田66番まで | 旧 | 6.0から 12.0まで | 369.0 | |
| | | 新 | 7.0から 17.0まで | 365.0 | |



兵庫県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月11日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 茅野福岡線 | 美方郡香美町村岡区中大谷字くれない335番1から 同郡同町村岡区中大谷字くれない333番まで | 旧 | 7.0から 15.0まで | 62.0 | |
| | | 新 | 7.0から 31.0まで | 69.0 | |



兵庫県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年3月11日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---------------------------------|----|-----------------|--------------|-----------|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 姫路環状線 | 姫路市梅ヶ谷町718番1から 同市梅ヶ谷町715番4まで | 旧 | 9.0から 21.0まで | 61.0 | |
| | | 新 | 9.0から 25.0まで | 61.0 | 一部 予定地 |



兵庫県告示第300号

平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部を次のように改正し、令和4年3月12日から施行する。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

2(1)の表6の(2)の款を次のように改める。

| | | | | | | | | | |
|---------------|--|----------------------|-------------------|-------------------|---|-------------------|-------------------|---|---------------------------|
| 6 の (2) | 中国 横断 自動 車道 姫路 鳥取 線 (播 磨自 動車 道・ 鳥取 自動 車道) | 第1 種禁 止地 域等 | 播磨 ジャンク ション | 宍粟 ジャンク ション | 路端から1,000メー トル以内の区域(用 途地域で路端から 200メートルを超え 1,000メートル以内 の区域を除く。) | 播磨 ジャンク ション | 宍粟 ジャンク ション | 用途地域で路端から 200メートルを超え 1,000メートル以内 の区域 | たつの市 相生市 佐用町 宍粟市 |
| | | | 佐用 ジャンク ション | 岡山 県境 | | 佐用 ジャンク ション | 岡山 県境 | | |



兵庫県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
3048号 瓦木中学校
- 3 事業施行期間
令和4年3月11日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
西宮市薬師町地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
3015号 段上小学

3 事業施行期間
令和4年3月11日から令和6年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
西宮市段上町7丁目地内
(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称
西宮市
2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類
阪神間都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）事業
(2) 名称
1号 西宮市東部総合処理センター

3 事業施行期間
令和4年3月11日から令和9年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
西宮市鳴尾浜2丁目地内
(2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第304号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。
令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称 | 住所 | 事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| 特定非営利活動法人 あんじゅうサポート クラブ | 西宮市大畑町3番17号1 階 | 西宮市大畑町3番17号1 階 | 令和4年3月1日 |



兵庫県告示第305号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条の規定により、支援法人から住所の変更の届出があった。
令和4年3月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称 | 住所 | | 変更年月日 |
|--------------------|----|---------------|----------|
| 特定非営利活動法人地域を元気にする会 | 旧 | 宍粟市山崎町御名171 | 令和3年2月6日 |
| | 新 | 宍粟市山崎町御名203-1 | |

公 告

随意契約の相手方の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月11日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立ものづくり大学校ほか13施設で使用する電気 予定数量3,850,499キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和4年2月14日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社V-Power 東京都品川区東品川三丁目6番5号
- 5 随意契約に係る契約金額（税抜）
79,878,255円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和3年11月24日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による